

弁護士法人 ASK 川崎

〒210-0005 川崎市川崎区東田町 5-3 ホンマビル 4 階 TEL:044-230-1725 / FAX:044-230-1726

HP:<https://www.s-dori-law.com/> (右の QR コードから読み込めます。)

【所属弁護士】弁護士 伊藤 諭 弁護士 竹内 克己  
弁護士 柴田 剛 弁護士 菊池 帆花  
(神奈川県弁護士会所属)

【事務局】3名(岡田・池田・林田)



知人・友人などからのご紹介案件も大歓迎です。ご相談の予約については、当事務所 HP の問合せフォームまたはお電話にて承ります。

## ★☆☆スーパースター効果☆☆★

1981年にシカゴ大学の Sherwin Rosen 教授が「スーパースターの経済学」を発表しました。

芸能やスポーツの世界では、生活を維持できないくらいの報酬しか得られない人がほとんどの中で、極々一握りのスーパースターに富が集中するという現象がよく見られます。スーパースターの経済効果はその興業内で圧倒的パフォーマンスだけでなく、興業自体のイメージアップやそれを越えたその人自身の存在感によって出資者が増え、よりその人にお金が集まるという構造になります。また、実は、圧倒的スーパースターのライバルは成績が伸びないという統計もあるようです。タイガーウッズや白鵬が長期間トップであり続けたのもこれが一因かもしれません。

ビジネスの分野でも世界レベルで寡占するスーパースター企業が出現しており、富が集中する一方、成長率に比して従業員に対する労働分配率が低いという特徴が見られます。

さて、契約規模が世界一となった大谷翔平選手。円安の影響もあり 1000 億円超の契約と騒がれていますが、彼はこれまでのスーパースターとはお金に関する考え方がだいぶ違いそうです。40 年以上続く「スーパースター像」を日本の青年が大きく塗り替える日が来るのかもしれませんが。歴史的な選手を見届けることができる幸せに感謝しないといけませんね。



弁護士法人 ASK 代表社員 伊藤 諭

## 労働審判の進め方と適切な初動対応という内容でセミナーを行いました。



令和 5 年 11 月 16 日、社会保険労務士の先生との勉強会という名目でセミナーを実施しました。お忙しいなか、11 名の先生にお集まりいただき、セミナー終了後の座談会でも活発な質疑応答がなされ、盛況なうちにセミナーを終えることができました。

セミナーのダイジェスト版としてその内容をご紹介します。

### 1. 労働審判とは

- ① 労働関係に関する個々の労働者と事業主との間に生じた民事の紛争について、
- ② 裁判官と労働関係の専門家二名（一名は労働者側、一名は

事業主側の経験を豊富に積んだ専門家）で組織する労働審判委員会が、

- ③ 当事者の申立によって審理し、調停・労働審判を行うことで紛争を解決する制度です（労働審判法 1 条）。

労働審判は、原則として 3 回以内で審理を終えなければならず（労働審判法 15 条 2 項）、手続きは非公開です（同 16 条）。

⇒したがって早期かつその審理内容は公開されずに紛争の解決がなされます。

■労働審判は原則三回以内の期日で解決するので、簡易迅速な紛争解決手段として浸透しています。

■代理人をつけずに本人でも申立は可能で、訴訟よりはハードルが低いといえます。

■従業員が在籍中に会社に対し、労働審判を申し立てることはあまり考えられません。

2. 労働審判の予兆 次の場合に労働審判を申し立てられる予兆がある。

- ① 解雇する場合

- ② 有期労働契約で契約更新しない場合で、事前に不満を言われている
  - ③ 定年退職だが、自分だけ再雇用されないなど不満を言われている
  - ④ 自主退職、合意退職だが、従前、残業代その他で揉めている
- 労働審判の予兆がある場合、既に当該労働者は労働審判に向けて証拠収集をしている可能性がある。
- 会話を録音されている可能性もあるので考慮する。
- ⇒だからといって証拠収集を妨害するのではなく、こちらはこちらで証拠を確保する。
- ### 3. 実際の労働審判の流れ
- ～有期雇用契約の契約不更新の事例(労働者の代理人として)～

- ① 契約不更新の通知：某年 11月10日
  - ② 退職日：某年 12月20日  
労働者と受任契約→同日、内容証明郵便発送
  - ③ 労働審判申し立て：某年 12月25日
  - ④ 答弁書提出：某翌年 2月3日
  - ⑤ 労働者側補充書面提出：某翌年 2月7日
  - ⑥ 第1回審判期日：某翌年 2月10日
  - ⑦ 第2回審判期日：調停成立  
某翌年 3月10日
- 退職から3ヶ月以内で解決。
- ### 4. 企業が取るべき労働審判対策
- ① 労働審判の予兆を感じ取り、事前準備する。

⇒予兆がなく、突然申し立てられるのは稀

- ② 申立後、第1回期日までに全力を出し切る。

⇒第1回期日で大方の方向性が決まる。出せるものは出し尽くす。

- ③ 時系列で事実を整理し、適切に争点を整理する。
- ④ 金銭支払いに納得が行かないのであれば、訴訟で解決することも考える。

(特に本人申立の場合)

労働審判を申し立てられた場合に、誤った方針と誤った対処をすると、会社としても大ダメージを受けます。労働審判を申し立てられた場合におはやめにご相談を。

(弁護士 竹内克己)

## パワハラ・セクハラ被害申告に対する企業の初動

### 1. はじめに

前回の記事では、パワハラ・セクハラ概念や法律上の取扱いなどについて記しました。今回は、そういった被害申告があった場合、どう調査し、どう処理していくべきなのかといったことを中心に述べていきます。

### 2. 全体の流れ

まずは、全体の流れを押さえていきましょう。社内規程などによって細かい違いはあるでしょうが、被害申告から最終的な処分までは概ね次のような流れで進むことになります。

「被害申告→調査（被害者や関係者、加害行為が疑われる者からの聴取）→事実認定→加害行為が疑われる者に対する弁明の機会の付与→処分」

### 3. 調査段階での留意点

例えばセクハラ事案などでは、おおっぴらにセクハラ行為をする人は少なく、また、ボディタッチのようなケースを想定してみると分かる通り、客観的な資料が乏しいことがあります。そうすると、被害者や関係者、加害行為者からの聴取の重要度は相対的に上がります。

### 4. ヒアリングでの留意点

そこで、聴取（ヒアリング）での気をつけたい点を見ていきましょう。ヒアリングで大切なことは「事実を調査することです。当たり前では？と思う方もいらっしゃるかもしれませんが。

では、「暴言があった。」と言われた場合、それ以上の聴き取りは不要でしょうか。答えは否です。なぜなら、“暴言”とは事実ではなく、事実に対する“評価”だからです。重要なのは、暴言と評価される発言として、具体的にどのような内容であったかを知ることです。

事実を調査するに当たっては、「いつ、どこで、誰が、何を、何の目的で、どうしたのか。」という通常の5W1Hを考えることが重要です。法的な知識が必要であるとかそういったことはありません。この点を意識しながら、聴き取り、事実を特定することが重要です。比喩的に言えば、ヒアリング対象者の言う内容が、頭の中で再現VTRのようにディテールをもって特定できるかがポイントと言えるかもしれません。

また、ヒアリングに際しては、予断を排し、中立公正を旨とすること、漫然と話を聴くのではなく獲得目標を定めて話を聴くこと、行為者のヒアリングは原則として最後に行う（被害者のヒアリングの前に行わない）こと、ヒアリングする側の人員の構成に気を配ることなども重要です。

### 5. 事実認定での留意点

事実認定すなわち収集した資料や供述（ヒアリング結果）などからいかなる事実を認定することができるか（被害申告のあった内容を認定できるか）をするのが次の段階です。これで認定された事実に基づいてハラスメント該当行為があったかなかったかの判断をするためです。

客観的な資料であれば、比較的事実の認定はしやすいといえます。一方で、ヒアリング結果からの事実の認定は困難が伴います。というのも、ヒアリング対象者の話（以下「供述」といいます。）は、「知覚→記憶→表現」という精神作用を経ます。そのため、各過程に「見間違い」「聞き間違い」「覚え間違い」「記憶の忘却や欠如」「言い間違い」「表現の正確性の不足」などの誤謬が介在しやすく、注意が必要だからです。この点、刑事裁判では原則として人の供述は証拠能力（＝証拠として採用される適格性）がないと規定されています。民事裁判でも典型的に証明力（＝事実を認定するのに役立つ度合い）は低いものと扱われる傾向にあります。

このようなことを踏まえて、供述の信用性を別途判断することになります。信用性をどう判断するかとの点については、明らかな事実や当事者間で争いのない事実、客観的な資料などとの整合性を見たり、供述者の地位等の属性、関係性、供述の一貫性、内容の合理性、供述態度などを踏まえたりした上での総合的な判断とならざるを得ません。

その結果、申告のあった事実が認められるのか否かという総まとめをする必要があります。

### 6. 弁明の機会の付与

行為者に対しては、認定できた事実を元にして弁明の機会を付与



することが必要です。公平を期し、手続の観点からも最終的な処分の妥当性を確保するために必要な手続だからです。一方のみの言い分に基づいて手続を進めることはできません。

#### 7. 処分をするに当たっての留意点

最終的な処分をするに当たっては、同種類別のケースに比して処分の軽重はどうか、重くする理由、軽くする理由などに不備はないかなど適正妥当な処分を導くための事情にも留意しつつ判断することが肝要です。

#### 8. 次の事案を生まないための施策

パワハラであれセクハラであれ、ハラスメントの類いは、従業員一人一人

の心身、現場の士気、ひいては会社の売上にも影響しかねないマイナス材料です。

そこで、次のハラスメントを生じさせないよう次の6つの視点が重要です。具体的には、①ハラスメントを許さないというトップのメッセージの発出②ハラスメントをさせない、許さないためのルールの策定③社内アンケートなどでの実態把握④教育⑤社内での周知啓発⑥相談や解決の場の提供⑦再発防止のための取組みです。

#### 9. 最後に

パワハラ・セクハラを中心に、ハラスメント事案が生じた場合の対応方法などを見てきました。先にも述べたとお

り、ハラスメントは従業員一人一人の心身、現場の士気ひいては会社の売上にも影響を及ぼしかねない重大な問題です。その解決や再発防止、啓発に当たっては、日頃からの研さんが欠かせません。

当事務所では、ハラスメント研修やハラスメント対応なども行っておりますので、これらの問題について対応を必要とされている企業様がいらっしゃいましたら、お気軽に弁護士法人 A S K までお気軽にお問い合わせください。

(弁護士 柴田 剛)

## 入所のご挨拶

この度、第76期司法修習を終了し、当事務所に入所させていただき運びとなりました。

修習期間中は、裁判所、検察庁、弁護士事務所、司法研修所において、たくさんの方々に出会い、事件に触れ、考え、議論する機会を得ました。いま振り返ってみても、「司法修習生」と名乗るだけで、実務家をはじめとする多くの方々から優しく教え導いてくださるといことは、本当に贅沢で貴重な時間でした。

法律家を目指して法学部に入学してから早7年。念願の弁護士となることができたことに大きな喜びを感じるとともに、その責任の重さも実感しています。

これまで支えてくださった多くの方々に対する感謝の気持ちを忘れず、そして常に学ぶ姿勢を大切にしながら日々精進して参ります。

至らぬ点もあるかと存じますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(弁護士 菊池 帆花)

## 【弁護士・事務局からのひとこと】

### 顧問弁護士の使い方

～社員向け一般教養講義～

先日、顧問先企業の依頼で、社員様向けの講演を頼まれました。テーマは自由、必ずしも業務に関係がなくてもよいとのことでしたので、なかなかビジネス上のお付き合いの中で機会がないお話をしようと考えました。選んだテーマが「刑事弁護」。「どうして極悪人の弁護をするの?」「弁護士が入れ知恵するから変な供述をするのでは?」「被害者のことを考えないで良心は痛まないの?」などと、とかく誤解や偏見の多いこの分野。刑事弁護人がいることの重要性を説明しながら、私なりの刑事弁護人としての矜持を皆様方にお話しさせていただきました。

「弁護士といえば法律講座」だけではない使い方でもできることを是非知っていただき、顧問弁護士をどんどんご活用下さい。「こんな話できる?」とお気軽にお尋ね下さい。意外と器用にやります(?)。私たち自身が気づいていない可能性だってあるかも知れません。手ぐすねを引いてお待ちしています(笑)。

(弁護士 伊藤 諭)

最近、6歳の娘を講師に向かえ、ピアノを習い始めました。娘は小さな手で器用に弾き、全く敵いません。昨年のクリスマスまでに、ジングルベルを両手で弾けるように毎日練習を重ねましたが、何とかたどたどしいながらも弾けるようになりました。これからも簡単な曲からレパートリーを増やしていきたいです。

(弁護士 竹内 克己)

昨年末に、弁護士登録から丸5年が経過し、6年目に入りました。町の弁護士いわゆるマチベンとして、標準的な経験は積んだかなという年次でしょうか。そんな中、最近にはスポーツ法務への注力も多くなってきています。昨年はスポーツ法学会への加入やプロ野球の代理人登録も済ませました。

また、共著ではありますが執筆の機会をいただいたり、出版社のサイト上でコラム(<https://www.sn-hoki.co.jp/articles/article3066387/>)を書いたり得がたい経験も積むことができました。

今年は、注力しているスポーツ法務分野を中心に、人事労務分野や中小企業法務分野などでの活動に軸足を置いて、しっかりがっちり稼働していきたいと考えています!皆様方のご連絡をお待ちしております。

(弁護士 柴田 剛)

最近、環境保護やコスト削減、業務効率の向上といった観点から、多くの企業でペーパーレス化が進んでいます。政府もデジタル社会の実現に向けた重点計画を閣議決定するなどしており、今後も紙文化からの脱却がますます進められていきそうです。

そんな世の冷たい視線に耐えつつ、私は絶賛「紙」派を続けています。大学やロースクール時代は、周りの友人がパソコンやタブレットでスマートに教科書や参考書を開く中、私だけは巨大なボストンバックに教科書や参考書を詰め込み、持ち歩くという生活を送っていました。学生生活が終わったいまも、本や新聞、雑誌などをすべて紙媒体で読むため、鞆は常にパンパンです。

ところが、当事務所に入所して以来、あらゆる情報がデータにより管理されているという危機に直面。ようやく画面上で情報とにらめっこする訓練を始めました。そんなこともあり、今年は何とか紙派から脱却できるように頑張っていこうと思っています。ここまで書いた直後、原稿に誤字脱字がないか確認しようと「印刷」ボタンを押してしまった私。果たして今年中に脱・紙派を実現できるのでしょうか…。

(弁護士 菊池 帆花)

コロナの流行と時を同じくして在宅勤務を始めてから早4年。自宅で仕事することに慣れたものの、どうしてもオンとオフの切り替えがうまくいかず、メリハリのない一日を過ごしてしまうことも多いのが難点です。そこで、今年自宅以外の施設へ定期的に「出勤」し、仕事を試みようと思立ちました。おしゃれなカフェ、コワーキングスペース…どこに「出勤」しようかなあ、と妄想ばかりが膨らみます笑 そして、今のところ「おしゃれなカフェ」は見つからず…ひとまずの出勤先は近くの図書館になりそうです。

(事務局岡田)

昨年夏、何十年かぶりに美術展へ行きました。開催を知ったのが閉会間際だったため、行けるかどうか迷いましたが、この機会を逃すともう二度とお目にかかれない！と思い至り行ってきました。とても混んでいましたが、本物を間近で鑑賞できる素晴らしさを堪能し、行って良かったとしみじみ思いました。

限りある時間、後回しにせず思い立ったら行動することを心がける、そんな一年にできたらいいなと思っています。

(事務局池田)

昨年立てた目標が英語習得のための勉強をすることでした。今年も引き続き勉強していきたいと思っています。今年新たに立てた目標は、植物についての知識を増やすことです。実家が園芸店をやっていたのでその手伝いをしていたこともあり、多少の知識はあるのですが、最近の園芸の流行りなどがわからなくなっているのも、最新の情報を得たいのが一つ。また日本庭園や桜・梅など昔から親しまれている植物と日本人との歴史などがわかるような本があれば読んで、植物を多角的に知りたいです。

(事務局林田)

## 編集後記

2024年の幕が開けました。今年といえば、7月3日新紙幣が発行されますね。紙幣デザインの一新は2004年以来20年ぶりとのこと。聖徳太子が1万円だった頃を知っている年代なので、私にとっては3回目のお札のデザイン変更です。新紙幣の話題を書いています。最近買い物はクレジットカード・スマホ決済が多くなり、現金支払が随分少なくなりました。またこの20年の間に仮想通貨も出てきましたので、次回の紙幣デザイン一新の頃には現在の我々が想像できない新しい何かが生まれるのかもしれないですね。

当事務所の話では、昨年12月に菊池帆花弁護士がA S Kのメンバーの一員になりました。既存のメンバーともどもどうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局林田)

